

「(仮称) 三郷市自治基本条例骨子原案」に対する  
パブリック・コメント手続の結果の公表について

- (1) 政策等の題名 (仮称) 三郷市自治基本条例骨子原案
- (2) 政策等の案の公表の日 平成20年10月27日(月)  
意見の募集期間 平成20年10月27日(月)～11月25日(火)

- (3) 意見の提出状況  
提出人数 5人(メール:1人、郵送:2人、持参:1人、FAX1人)  
提出意見 32件

- (4) 寄せられたご意見  
○項目別意見数

項 目	パブリック・コメント 手続による意見数	《参考》 市民ワーク ショップ
0. 前文	5件	27件
1. 目的	1件	0件
2. 用語の定義	3件	1件
3. 自治の基本理念	1件	0件
4. 市民等の権利	3件	2件
5. 市民等の責務	4件	4件
6. 議会の責務	0件	8件
7. 市長その他の執行機関の責務	0件	0件
8. 行財政運営	5件	7件
9. 参加と協働	2件	5件
1) 情報の共有	(0件)	(0件)
2) 市政への参加	(2件)	(5件)
3) 協働	(0件)	(0件)
10. コミュニティ	2件	1件
11. 市民投票	0件	2件
12. 国、県その他の地方自治体等との連携	2件	0件
13. 条例の位置付け及び見直し等	1件	14件
その他	3件	2件
合 計	32件	73件

○意見等の概要と市の考え方

○全体に関すること（3件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
1		○全体の条文が多すぎる。特に「行財政運営」の部分は改めて、ここで条文化する必要があるのか。	○自治基本条例に位置付けられるべき内容であると考えています。従って案のとおりとします。
2		○良く言えばコンパクト、半面切り込みが少ない。	○自治基本条例であることに留意し、条例の運用の場面で、より実効的な施策を行う予定です。
3		○平易な文章（です、ます調）で。	○法制執務上の視点からも検討し、前文のみ「ですます調」とします。

○前文に関すること（6件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
4	0	○「愛着と誇りの持てるまちとするために」というような文を入れてはどうか。	○全体の調整を図った上で、前文に反映します。
5		○前文に「環境を整え」など「環境」を入れないと市の取組み基本姿勢が疑われる。	○前文を暗唱できるよう短くし、自治のあり方を抽象的に述べるものとするため、前文には位置づけておりません。
6		○「花とみどり」は「水とみどりと花」としたほうがよい。	○前文を暗唱できるよう短くし、自治のあり方を抽象的に述べるものとするため、前文には位置づけておりません。
7		○「教養、文化の向上」の代わりに「市民が自主と自立を目指し、健康で明るく住みやすいまち」としたほうがよい。	○全体の調整を図った上で、一部考え方を前文に反映します。
8		○「市民、議会、行政がみんなで力を合わせて」の3項目並列は対等でないからやめて、「市民の権利、義務、責務と地域コミュニティのより一層の広がりを進め、」としたほうがよい。	○全体の調整を図った上で、一部考え方を前文に反映します。

○ 目的に関すること（1件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
9	1	○「だれもが安心して・・・」を変更して「市民が安心していきいきと安全に暮らせる豊かで充実した日々を過ごせる地域社会を実現する・・・」とする。	○ 第1条（目的）では、簡潔かつ法令文として適切に「豊かな地域社会」とします。

○ 用語の定義に関すること（3件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
10		○「市民」と「市民等」を「市民」と統一したほうがよい。混同しやすい。	○ 市民（市内に住所を有する個人）と市民等（市民及び市内において働き、学び、若しくは活動する個人又は団体）について、市政への参加、市民投票の条文において、その権利を区別する必要がある、このような区分の方法がもっとも簡易で適切であることから案のとおりとします。
11	2	○「協働」の定義について「・・・対等な関係を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること」と書かれていますが、強い言い回しにも取れ、わかりづらいので、共通の目的を持って実現するために、それぞれの役割と責任のもと、相互の立場を尊重し、対等の関係に立って協力することなどに意味のわかりやすい言い回しにはいかがか。	○ 第2条（用語の定義）第5号の「協働」の定義を「市民等及び執行機関が、それぞれの役割と責任の下、互いに尊重し、対等な立場で補完又は協力して公益的な活動を行うことをいう。」と変更します。

1 2	2	○「協働」の定義について「……対等な関係を持ち、……」を対等ではないので「それぞれの立場のもとに」とする。	○ 市民等や市との「対等な関係」について協働の場面においては、お互いに気兼ねなく積極的に意見しあえる、ともにひとつの課題に取り組むといった、双方の優劣や上下のない関係が重要であると考え、そのような意味で「対等」という表現を使います。
-----	---	---	--

○ 自治の基本理念に関すること（1件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
1 3	3	○自治基本条例制定の背景の要因の一つである、地方分権一括法が施行され、地方自治体にはこれまで以上に主体性を持って、住みよい、魅力あふれるまちづくりを進めていくことが求められているので、国や県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自立的運営を図り、自治体としての自主自立を確保し、自己改革に向けたより一層の努力を明記すべきでは。	○ 「自治の基本理念」については、市民自治についての内容を規定しています。国、県との対等な関係については、「第9章 国、埼玉県及び他の地方自治体等との連携」の中に規定しています。

○ 市民等の権利に関すること（3件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
1 4	4	○市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障されている中で、自己実現を図ることが市と協働のまちづくりに反映していくと思われますので、市民の権利保障的な事柄も明記してはいかがか。	○ 第4条（行政サービスを受ける権利）を追加します。
1 5		○行政サービスを受けることも市民の権利ではないか。	○ 第4条（行政サービスを受ける権利）を追加します。

16	4	<p>(まちづくり活動の自由)</p> <p>○まちづくり活動とは、具体的にどんな活動ですか。社会貢献活動のことを指すのですか。</p>	<p>○ 第2条（用語の定義）第6号において「まちづくり」を、「地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいう。」と定義します。さらに第7条を（まちづくりの自由）と変更します。「まちづくり」とは、行政側からみた場合、道路整備や市街地整備などのハード面と、地域福祉や市民参加の仕組みづくりなどのソフト面の両方を含めた概念と考えています。一方、市民は自由に「まちづくり」を捉えて活動を行うことができます。「まちづくり」の示す範囲は広く、自治の営みそのものと言えます。市民によるまちづくりが促進されることを期待して、より柔らかく市民に身近な表現として使用します。</p>
----	---	--	---

市民等の責務に関すること（4件）

整理 番号	項目 番号	意見等の概要	市の考え方
17		<p>（市民等の責務）</p> <p>○選挙権または投票権の行使への積極的な働きかけの一文があり、賛同します。罰則規定を作っても良いと思う程です。</p>	<p>○ 市政への参加の基本とも言える選挙に投票することを市民の目標として掲げたものです。また、必ずしも法令に上乗せする規定があってはならないということはないと考えます。従って、主旨は案のとおりとし、第8条（市民等の責務）第1項「選挙権又は市民投票権を有する市民は、当該権利を活かすよう努めるものとする。」と変更します。</p>
18	5	<p>（市民等の責務）</p> <p>○ 選挙権に触れているが、個人の内面の問題なので条例にはそぐわない。</p> <p>○ 「選挙権または投票権を有する市民は」の条文は、不要ではないか。自治基本条例はあくまでも自治の基本を定めるものであり、具合的な選挙権については、選挙で選ばれ、間接民主制を担い、市民自治において重要な役割を担う議会、市長の設置の規定を置き、議会と市長は選挙によって選ばれることは明確なことです。自治の基本理念、参加に際する市民の責務など規定の趣旨から選挙権を有する市民は主体的な判断が求められていると考えます。</p>	<p>○ 市政への参加の基本とも言える選挙に投票することを市民の目標として掲げたものです。また、必ずしも法令に上乗せする規定があってはならないということはないと考えます。従って、主旨は案のとおりとし、第8条（市民等の責務）第1項「選挙権又は市民投票権を有する市民は、当該権利を活かすよう努めるものとする。」と変更します。</p>

19	5	○ 次世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くように努めることも必要。その場限りの判断ではなく、将来のまちの構想も考え、それが次世代にとって有意義であること。	○ 重要な視点ですが、市民の具体的な責務として規定することは難しいと考えます。
20		○ 事業者の社会的責務に関する「要望と期待」をもっともっと表に打ち出す。事業者の扱いが小さすぎる。	○ 事業者についても、第2条（用語の定義）第2号「市民等」に団体として位置付けています。条例制定時に作成する解説書やPR用資料において分かりやすく伝える工夫をします。

○ 行財政運営に関すること（5件）

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
21	8	（行政評価） ○ 「参加による方法を用いるよう」ではなく、「参加に努めるものとする」の方が適切では。	○ 「執行機関が、市民等の参加の機会を保障する」という主旨であるので、主旨は案のとおりとし、第19条（行政評価）第2項について「執行機関は、行政評価にあたっては、市民等の参加ができるよう努めるものとする。」と変更します。
22		（行政評価） ○ 「市長その他の執行機関は、・・・効果的に行うため、行政評価を実施し、」の条文で、何について行政評価をするのか明らかでない。総合計画の着実な進行管理及び施策、事業等の成果を市民に明らかにするための評価を実施していただきたい。	○ ご意見のとおりであるため、第19条（行政評価）第1項について「執行機関は、総合計画に基づく政策の成果を明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、当該行政評価に関する情報を市民等及び議会に分かりやすく公表するものとする。」と変更します。

23		○ 苦情、不服を受け付ける議会と市民による独立した機関の設置を規定すべきではないか。市政に関する苦情等の迅速な処理等が図れる仕組み又その機関の設置を明確にすべきです。(応答責任とは別に)	○ そのような機関については、他自治体の事例分析の結果、費用対効果の観点から課題があるため、設置することは難しいと考えます。執行機関における応答責任を、よりしっかりと果たしていくための施策を充実させることを検討します。
24	8	(応答責任) ○ 応答責任において「・・・市民からの意見、提案、要望等・・・」の「要望」の後に「苦情」を入れる。	○ 市民からの意見を積極的なご提案として捉え、市政運営に反映させていくべきとの考え方から、第23条(応答責任)では「苦情」という用語を用いません。
25		(危機管理) ○ 危機管理において「社会的弱者に対する配慮」方針を入れる。	○ 第26条(危機管理)第1項について、「執行機関は、地震、火災又は水害(以下「災害等」という。)の不測の事態から、市民等の身体、生命及び財産を守るため、災害弱者に対する配慮を含めた緊急時の対応計画を策定するとともに、これを担う体制を整備するものとする。」と変更します。

○ 参加と協働に関すること (2件)

(2) 市政への参加

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
26	9 (2)	(参加の方法) ○ 参加の方法について、審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすることを明記し、市民参加の機会にすべきです。	○ 第36条(市政への参加の方法)において、「市長の諮問による審議会の公募委員への就任」に変更します。



27	9 (2)	<p>(会議の公開)</p> <p>○ 会議の公開について、条文のただし書きは、削除すべきです。市民参加による市政が主旨と考えますので、非公開にするのは不適切である。正当な理由がない限り公開すべきである。市民を参加させるには、市政の守りの姿勢は変えるべきです。市政がオープンでなければ、市民との信頼関係が成り立たない。市民と市がお互いに良い信頼関係でなければ協働も成り立たないのではないですか。</p>	<p>○ 会議の内容に非公開情報が含まれる場合など、会議を公開することによって円滑な審議が行われず、会議の目的が達せられない場合を想定しています。そのため、この例外規定は必要ですが、非公開とする場合の理由を公表する規定「この場合において、執行機関は、非公開とする理由を公表するものとする。」を第37条(会議の公開)に追加します。</p>
----	----------	---	--

○コミュニティに関すること (2件)

整理番号	項目番号	意見等の概要	市の考え方
28		<p>(「10. コミュニティ」)</p> <p>○ 「コミュニティ」をわざわざ入れる必要があるのか。</p>	<p>○ 「第7章コミュニティ」では、市民自治の基本はコミュニティによる活動であると考えられるため市による支援の必要性などを規定しています。</p>
29	10	<p>(コミュニティの尊重)</p> <p>○ コミュニティの尊重において「暮らしやすい地域社会を」のところを「暮らしやすく、その地域の特徴を生かした地域社会を」に変更し、「地域の子供たち、高齢者及び学校、集会所等と地域の人々との関連」を具体的な言葉を使い、分かりやすく書き加える。あるいは少なくとも、自治活動、環境の美化、地域ボランティア等くらの言葉を入れ、条文に親しみを持たせるようにしてほしい。</p>	<p>○ 第46条(コミュニティの尊重)第1項について「市民等は、暮らしやすい地域社会を築くために、地域の基盤となる町会、自治会その他の地縁的な団体及び目的を共有する組織又は集団(以下「コミュニティ」という。)を形成することができる。」と変更します。</p>

○ 国、県、その他の地方自治体等との連携に関すること（2件）

整理 番号	項目 番号	意見等の概要	市の考え方
30	12	<p>（国、県との関係）</p> <p>○ 国、県との関係について、「市民等にもっと身近な政府として・・・」の条文の意味が不明。自治基本条例制定の背景の要因の一つに、地方自治体にはこれまで以上に主体性を持って、住みよい、魅力あふれるまちづくりを進めていくことが求められているので、国や県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自立的運営を図り、自治体としての自主自立を確保するため、市としての自立的立場で国と県との連携を取ってほしい。</p>	<p>○ 今後、三郷市は、国や埼玉県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自立的運営を図り、自治体としての自立的立場を確保する必要があります。「市民や地域で出来ることは市民や地域が行い、出来ないことは市が行う、市が出来ないことは県が、県が出来ないことは国が行う」という補完性の原理、「できるだけ市民に近いところで政策決定や予算の使い方を決めることができるようにする」という近接性の原理の考え方に基づき、市民にとって最も身近な政府として自覚し、地方自治の拡充を図るという主旨です。第53条（国及び埼玉県との関係）について「基礎自治体としての三郷市（以下「市」という。）は、市民等にもっとも身近な政府として、国及び埼玉県に対して対等な立場に立ち、協力及び役割分担を行うものとする。」と変更します。</p>
31		<p>（国際的な関係）</p> <p>○ 国際的な関係について、「国際的な連携協力を促進し、国際社会の一員としてその解決に取り組む」条文は、国際交流を促進し、国際的な視野に立ってまちづくりに努める程度にとどめればいかがか。市が解決に取り組めるか疑問。国際的な関係とは、不適切と思われる。</p>	<p>○ 環境問題等現代の国際的な問題について、自治体が主体的に取り組むを行っていくことは重要であると考えます。従って、案のとおりとします。</p>

○条例の位置付け及び見直し等に関すること（1件）

整理 番号	項目 番号	意見等の概要	市の考え方
3 2	1 3	<p>○ 「一定期間ごとに本条例の内容を検証し」の条文で、一定期間では不明確である。一定期間を3年度ごとのように期間を具体的に明記しないと、いつの時点で社会情勢が変化しているかを把握することは、なかなか出来ないことではないかと考えます。期間をはっきり明記して、そのつど社会情勢や市民ニーズを確認すべきだと考えます。</p>	<p>○ 第57条（条例の検証及び見直し）において、「この条例の施行状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。」と変更し、評価の時期等については、運用の中で適切な方法を検討するものとしします。</p>